

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第89回 9条の2改憲案に対する意見書の常議員会決議

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

A: ところで、東京弁護士会は自民党の改憲イメージ案の9条の2について意見書を出したんだって？

B: そうなんだ。調整すべき点が多く、なかなか難しいところだったけど、常議員会で決議されて、何とか出すことができた（当会ウェブサイト <https://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-523.html> 参照）。

A: でも9条関係について弁護士会が対外的なコメントを出すなんて、政治的活動で、中立性に反するんじゃないのか。

B: 最近そういう意見もあるけど、この点については、かつての日弁連のスパイ防止法案反対決議に関する判例のいう、「弁護士法1条2項に定める法律制度の改善に努めるために、法理論的な見地からの意見である限り、会の目的の範囲内である」という趣旨には、沿っていると思うけどな。

A: 僕は自衛隊明文化に賛成だから大いに不満があるね。自分の意見を無視されているように感じるよ。

B: 個々の構成員の意見と団体としての意見が違うということは当たり前じゃないか。A君の意見と会の意見が同じだと思う人はいないと思うけど。

ところでA君は9条の2を読んで問題があるとは思わないのかい。

A: 別に。「現状の自衛隊」をそのまま明文化するだけだから、問題はないんじゃないか。

B: 「現状の自衛隊」って安全保障法上の任務を帯びた自衛隊だから、そのままの自衛隊というと、違憲の安保関連法を追認することになるんじゃないか。

A: 必ずしも法論理的にそうなるとは思わないけど。

B: きわどい問題だけだね。しかし、不明確な文言が多いし、重要どころが法律に委ねられているのは憲法的前提である立憲主義の考え方に反しているよね。

A: でもそれをいうなら憲法の条文ってほとんど抽象的だよ。21条とか25条とか、他にも…。

B: いや憲法の条文を全て一律にとらえるのはどうかなあ。例えば31条以下の規定が具体的であるのは、国家の刑罰権の乱用から人権を守るために、明確性が強く求められるわけだし、25条の文言は抽象的だけど、その中核をなす価値を国会が法律によって具体化するものとされているプログラム規定だし。

A: でも、そもそも具体的といっても限度があるよ。

B: それはもちろんだけど、もし実力組織を明文化するのなら、少なくとも、戦後NATO軍に加盟するために

再軍備に転じたドイツ憲法の例は、明確化のレベルとして一つの目安だと思うな。

A: しかし、9条の2は、現行の9条1項・2項は残すのだから、平和主義が変わるわけじゃないし、そんなに心配することはないんじゃないかな。

B: いや、「前条〔9条〕の規定は…必要な自衛の措置をとることを防げず」としているのだから、9条1項・2項を残すといっても、9条の2は9条の例外を認めるということになりかねないよ。だから、9条は空文化するおそれがあるよ。

A: それは勘ぐりすぎだと思うけどね。いずれにしてももうそろそろ自衛隊を憲法に違反しない存在として確定させてもいいんじゃないか。国民もそこは反対しないと思うけど。

B: 国民が賛成しているのは災害援助活動などの献身的活動に感謝しているという面が大きいんじゃないかな。防衛出動を本来的任務とする自衛隊を意識して、きちんとシビリアンコントロールの下に置くべきであるのは当然だよ。

A: そこに反対しているんじゃないよ。憲法に書いてシビリアンコントロールすれば良いだろう。

B: 百歩譲って書き込むとしても、この9条の2では十分に統制できないし、そもそも政府は一貫して合憲だと言ってきたのだから、わざわざ書き込まなくても良いはずだよ。

A: 書いたっていいんじゃないか。学者の多くが違憲だと言っている現状では隊員に申し訳ない気がする。

B: そういうエモーショナルな理由から考えるのはどうか。学説の問題は自由な議論に任せるべきで、気に入らない学説だから憲法を変えて封じ込めようという発想がおかしいと思うよ。

A: 最近の日本を取り巻く安全保障環境の変化を考えると堂々と我が国を守る自衛隊を憲法に書くべきだと思うけどね。

B: 緊張緩和の動きもあるし、そういう問題は評価のわかれるところだから直接的な理由としていいのかな。

A: ミサイルを撃たれたらおしまいだよ。

B: そういう危険性は、今に始まったことじゃないよ。もう何十年も前から変わらないんじゃないか。日本海に漂着する木造船だって防げないのだし…。

(…A君とB君の議論は、尽きない)